

1. 適用

- (1) この住宅用太陽光発電設備点検サービス契約約款（以下「本約款」といいます。）は、お客さまの住宅に設置された太陽光発電設備（以下「住宅用太陽光発電設備」といいます。）の点検サービス（以下「本点検サービス」といいます。）およびモジュール洗浄オプションサービス（以下、本点検サービスと総称して「本点検サービス等」といいます。）に関するサービス利用料その他の条件を定めたものです。
- (2) 本約款は、本点検サービス等の対象とする住宅用太陽光発電設備が、一般送配電事業者の供給区域（ただし、離島（電気事業法（昭和39年法律第170号、その後の改正を含みます。）第2条第1項第8号イに規定するところによります。）を除き、以下同様とします。）に存する場合に適用いたします。

2. 約款の変更

法令・条例・規則等が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款を変更することがあります。なお、本約款を変更する際には、当社は、あらかじめ変更後の本約款の内容およびその効力発生日を当社ホームページ上に掲載する方法またはその他の当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）により周知することとします。この周知が行われ、効力発生日が到来した場合には、本点検サービス等に関するサービス利用料その他の条件等は、変更後の本約款によります。

3. 実施細目

本約款の実施上必要な事項は、本約款の趣旨に則り、必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

4. 本点検サービスの内容等

本点検サービスは、「フリープラン」、「あんしんプラン」を指すものとし、各プランの内容および点検実施項目の詳細は次に記載のとおりとします。

プラン名	フリープラン	あんしんプラン
内容	住宅用太陽光発電設備の運転状況に不具合が生じているとお客さまが判断した場合における住宅用太陽光発電設備の点検実施項目に定める点検（以下「簡易点検」といいます。）、パワーコンディショナ交換見積および当社が実施することを決定した場合における応急処置	住宅用太陽光発電設備の運転状況に不具合が生じているとお客さまが判断した場合における簡易点検（契約期間中の点検回数制限は設けないものとしますが、お客さまにお伝えいただいた不具合の内容と過去の簡易点検の実施結果を踏まえ、当社が不要と判断した場合、簡

	としての機器の修理、補修、補強、部品交換作業等を実施するサービス	易点検をお断りすることがあります。)および当社が実施することを決定した場合における応急処置としての機器の修理、補修、補強、部品交換作業等を実施するサービス
点検実施項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 対象機器（パワーコンディショナ、接続箱（昇圧ユニット含みます。）、専用ブレーカーおよびシステム部材（架台・取付金具をいいます。）をいいます。）の目視点検（ただし足場設置を要しない場合のみとします。）</li> <li>• 発電出力計測（ストリング毎）</li> <li>• 絶縁抵抗値測定</li> <li>• パワーコンディショナ動作チェック（解放電圧と動作電圧の変化確認）</li> </ul>	

## 5. 契約のお申込み

- (1) お客様が新たに、本約款の定めに従い本点検サービスに関する契約（以下「本契約」といいます。）の締結を希望される場合は、あらかじめ本約款を承認のうえ、当社所定の様式によってお申込みをしていただきます。この場合、お客様は、当社に対して、住宅用太陽光発電設備に関する情報その他の当社がお客様に本点検サービスを提供するにあたって必要な情報を提出していただきます。
- (2) 当社は、当社が特別に認める場合を除き、お客様の住宅用太陽光発電設備が次に定める全ての要件を満たしていると判断した場合に、お申込みを承諾いたします。この場合、当社は、本点検サービス開始日を定め、お客様に通知します。ただし、当社がお客様が第17条第(2)項または第(4)項に定める事由のいずれかに該当すると判断した場合は、お客様のお申込みを承諾いたしません。
- ① 一般住宅であってシステム容量が 10kW 未満であり、かつパワーコンディショナ個々の容量が 6kW 以下であること。
  - ② 一般送配電事業者の供給区域に存すること。
  - ③ フリープランの場合にあつては、お客様が以前に本契約を締結したことがなく、かつパワーコンディショナ設置後 10 年以上経過していること。
  - ④ あんしんプランの場合にあつては、住宅用太陽光発電設備設置から 25 年以内であり、かつパワーコンディショナ設置から 15 年以内であること。
- (3) あんしんプランに加入しているお客様がモジュール洗浄オプションサービスの実施を希望される場合は、当社が特別に認める場合を除き、あらかじめお客様の住宅用太陽光発電設備が次に定めるいずれかの要件に該当しない点につき、お客様ご自身でご確認いただき、本約款を承認のうえ、当社所定の様式によってお申込みをしていただきます。ただし、モジュール洗浄オプションサービスの利用料金の支払いが完了しない場合、当社はおお客様のお申込みを受け付けないものとします。
- ① 住宅用太陽光発電設備の設置されている屋根（以下「本件屋根」といいます。）の勾配が 31 度以上の場合（31 度＝6 寸）
  - ② 本件屋根とモジュールが一体となっている場合（本件屋根の野地板に直接モジュールを設置する場合を含みます。）

- ③ 住宅用太陽光発電設備の設置されている建物（以下「本件建物」といいます。）の棟の高さが13m以上、軒の高さが9m以上の場合、または3階建て以上の場合
  - ④ ハシゴをかけて安全に本件屋根に上り下りができない場合（ベランダその他の障害物により本件屋根に直接ハシゴをかけることができない場合、および、本件建物敷地内に安全にハシゴをかけるスペースが取れない場合を含みます。）
  - ⑤ 本件屋根上での十分な作業スペースが確保できない場合（片流れ屋根の場合は、軒、棟、両ケラそれぞれに70cm以上の作業スペースが確保できない場合をいいます。）
  - ⑥ 本件屋根上および本件建物敷地内に安全対策機器の設置スペースが確保できない場合
  - ⑦ 住宅用太陽光発電設備が一般戸建て住宅以外の建築物（集合住宅、カーポート、物置等）に設置されている場合
  - ⑧ その他、本件屋根および本件建物の現場状況により安全上、モジュール洗浄オプションサービスを実施することが困難な場合
- (4) 本契約締結後、本点検サービスの実施日（第8条第(2)項に基づき定めるものとします。）に、お客様の住宅用太陽光発電設備に向いて確認した結果、お客様が本契約のお申込み時に当社に誤った情報を提供したことにより、または下記いずれかに該当することにより、お客様の住宅用太陽光発電設備が本点検サービスを実施できないものであることが判明した場合、当社はその旨お客様に通知するものとし、当該通知の日をもって本契約は終了するものいたします。この場合、あんしんプランにてお支払いいただいた本点検サービスの利用料金の返金を行わないものいたします。
- ① 対象機器が申し込み時の登録事項と異なる事実がある場合
  - ② 使用上の誤りもしくは不当な修理・改造による不具合または損傷がある場合
  - ③ 据付される側の不動産もしくは工作物の瑕疵、老朽化等による不具合または損傷がある場合。
  - ④ 塩害地域における塩害による不具合または損傷がある場合
  - ⑤ 煙害、公害、温泉地等における大気中の腐食性物質による不具合または損傷がある場合
  - ⑥ 火災による損傷、焼失もしくは、地震、噴火、これらによる津波、地盤変動、地盤沈下による不具合または損傷がある場合
  - ⑦ 使用開始後の据付場所の移動・変更による不具合または損傷がある場合
  - ⑧ 風力・燃料電池等の太陽光発電システム以外の発電装置との組合せによる不具合または損傷がある場合
  - ⑨ 電気事業法で定められた電圧以外の使用環境で使用したことによる不具合または損傷がある場合
- (5) モジュール洗浄オプションサービスに関する契約の締結後、モジュール洗浄オプションサービスの実施日に、お客様の住宅用太陽光発電設備に向いて確認した結果、お客様の住宅用太陽光発電設備がモジュール洗浄オプションサービスを実施できないものであることが判明した場合、当社はその旨お客様に通知するものとし、当該通知の日をもってモジュール洗浄オプションサービスのご契約は終了するものいたします。この場合、モジュール洗浄オプションサービスのお申込みにてお支払いいただいたモジュール洗浄オプションサービスの利用料金の返金を行わないものいたします。

## 6. 契約の成立および契約期間

- (1) 本契約およびモジュール洗浄オプションサービスに関する契約（以下、総称して「本契約等」といいます。）は、お客さまのお申込みに対する当社の承諾の通知をお客さまに発信した時に成立いたします。
- (2) 契約期間は、次の各号によります。なお、第③号に基づき契約期間が更新される場合、当社は、あらかじめ、その旨をお客さまにお知らせします。
  - ① フリープランの場合にあつては、契約期間は本契約が成立した日から、点検サービスを実施した日、またはあんしんプランのご契約が成立した日のいずれか早く到来する日までとします。
  - ② あんしんプランの場合にあつては、契約期間は本契約が成立した日から、1年目の日までとします。
  - ③ あんしんプランの場合にあつては、契約期間満了日の1ヶ月前までに当社またはお客さまから本契約の終了の申し出または変更の申し出がない場合、本契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとします。
  - ④ 前各号にかかわらず、第5条第(2)項各号のいずれかを満たさなくなったと当社が判断した場合、当社は、契約期間満了を待たずに、お客さまに対する通知により本契約を終了することがございます。

## 7. 本点検サービス等の利用料金および支払い

- (1) フリープランの場合、本点検サービスの利用料金は無償といたします。
- (2) あんしんプランの場合、本点検サービスの利用料金は、次のとおりといたします。お客さまは、本契約のお申込み時に本点検サービスの利用料金を口座振替またはクレジットカード払いの方法により、当社に支払うものといたします。また、前条第(2)項第③号に基づき契約期間が更新される場合、お客さまは、更新時に、更新後の契約期間についての本点検サービスの利用料金を本契約のお申込み時に本点検サービスの利用料金をお支払いいただいた方法により、当社に支払うものといたします。

本点検サービスの利用料金：12,000円+消費税相当額

- (3) モジュール洗浄オプションサービスの利用料金は、1回あたり次のとおりといたします。お客さまはモジュール洗浄オプションサービスのお申込み時にモジュール洗浄オプションサービスの利用料金を本契約のお申込み時に本点検サービスの利用料金をお支払いいただいた方法により、当社に支払うものといたします。

モジュール洗浄オプションサービスの利用料金：30,000円+消費税相当額

## 8. 本点検サービス等の実施

- (1) お客さまが本点検サービス等の実施を希望する場合、その旨をお電話で当社へお申込みいただきま

す。

- (2) 当社は、本点検サービス等のお申込みを受けて、お客さまと協議の上で本点検サービス等の実施日（以下「本点検サービス等実施日」といいます。）を決定いたします。
- (3) 当社は、本点検サービス等実施日に、本点検サービス等を実施するものとします。なお、天災地変等の不可抗力その他当社のやむを得ない事由によって本点検サービス等実施日に本点検サービス等を実施することが困難である場合は、当社とお客さまとの協議の上、改めて本点検サービス等実施日を決定するものとしたします。
- (4) 本点検サービス等の実施に際し、サービス従事者の生命・身体に危険が発生するおそれがあると当社が判断した場合、当社は、本点検サービス等の中止その他危険回避の措置を講ずることができるものとします。その場合、当社は直ちにお客さまに対して報告し、当社とお客さまで、本点検サービス等の実施について協議するものとしたします。

#### 9. 点検結果の報告等

- (1) 当社は、本点検サービス等の終了後、遅滞なくその実施結果をお客さまに報告いたします。
- (2) 本点検サービス等は、当社がお客さまにその実施結果を報告したことをもって完了するものとしたします。
- (3) 本点検サービス等の実施結果の報告の際に使用された報告資料の著作権は、当社に帰属するものとしたします。

#### 10. 本点検サービス等の対象外

次に該当するものは本点検サービス等の対象外とするものとしたします。

機器の修理、補修、補強、部品交換作業等（ただし、当社が実施することを決定した場合における応急処置を除きます。）

#### 11. 責任の制限

- (1) 本点検サービス等の実施時において、対象機器（第4条の「点検実施項目」に定める対象機器をいい、以下同様とします。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、本点検サービス等を実施しないものとし、本点検サービス等の着手後であっても中止することがあります。この場合、当社はお客さまに対して、損害賠償責任その他の責任を負わないものとしたします。
  - ① 対象機器について、お申込み時の登録事項と異なる場合。
  - ② その他、当社の責に基づかない本点検サービス等の実施の妨げとなる要因がある場合。
- (2) 天災地変、暴動、争議行為、輸送機関の事故その他の不可抗力または不可抗力に準じた当社の責に帰することのできない事由によって、本契約等に基づく当社の義務の履行が遅延または不能となったときは、当社はその遅延または不能に関し、損害賠償責任その他の責任を負わないものとしたします。
- (3) 本点検サービス等の実施時における停電について、当社はお客さまに対して、損害賠償責任その他の責任を負わないものとしたします。ただし、当社に故意または過失がある場合は除きます。

## 12. 損害賠償の範囲

本点検サービス等の実施に関する当社のお客さまに対する損害賠償責任は、お客さまが被った損害のうち直接損害かつ通常生ずべき損害のみとし（逸失利益およびその他一切の間接損害を除きます。）、賠償額は締結した契約ごとに第7条に基づきお支払いいただいた本点検サービス等の利用料金の総額を上限といたします。ただし、当社に故意または重大な過失があった場合および当社の責に帰すべき事由により本契約等が解除された場合を除きます。

## 13. 中途解約

- (1) フリープランについては、第6条第(2)項で定める契約期間にかかわらず、お客さまはお電話で当社に本契約を解約する旨を通知することで、いつでも本契約を解約することができます。
- (2) あんしんプランについては、第6条第(2)項で定める契約期間にかかわらず、お客様はお電話で当社に本契約を解約する旨を通知することで、いつでも本契約を解約することができます。この場合、当社は、お客さまからお支払いいただいた本点検サービスの利用料金の返金を行わないものといたします。
- (3) 当社は、本点検等サービスの提供を終了する場合があります。この場合、当社はお客さまに対し、あらかじめその旨を終了日と共に通知し、お客さまに通知をした終了日をもって本契約等は終了するものとします。この場合、当社は、本契約の残存期間（月単位で計算するものとし、当該終了日が属する月は含まないものとします。）に本点検サービスの利用料金を12で除した金額をお客さまに返金するものとし、当該終了日の時点でお客さまにお申込みいただいたモジュール洗浄オプションサービスを実施していない場合、その全額を返金するものとします。

## 14. 再委託

当社は、本点検サービス等の全部または一部を第三者に再委託することができるものとします。

## 15. 権利・義務の譲渡

お客さまは、当社の事前の承諾がない限り、本契約等から生ずる権利・義務の全部または一部を第三者に譲渡し、担保に供し、または承継させてはならないものとします。

## 16. 契約の解除

- (1) お客さまおよび当社は、相手方が次の各号の一に該当したときは、通知または催告等何らの手続きを要しないで直ちに本契約等を解除することができるものとし、相手方は、直ちにその有する期限の利益を喪失するものとします。
  - ① 本約款の条項について違反したとき
  - ② 差押、競売、破産、民事再生その他法的整理手続きの申立を受けたとき、もしくは自ら申立てをなしたとき、または滞納処分を受けたとき
  - ③ その他上記各号の一に準ずる事由があったとき
- (2) 当社は、あんしんプランのお客さまが、第4条の表「内容」に基づきお断りしたにもかかわらず、更に本点検サービスの実施を希望する場合、本契約等を直ちに解除することができるものとし、お客さまは、直ちにその有する期限の利益を喪失するものとします。

(3) お客さまおよび当社は、前二項にもとづく解除により解除された当事者が被った損害につき、一切の義務および責任を負わないものとします。

17. (法令等の遵守、反社会勢力の排除)

(1) お客さまおよび当社は、本契約等の履行に際し、関係する法令を遵守するものとします。

(2) お客さまおよび当社は、自己、自己の役員（業務を執行する従業員、取締役、執行役またはこれに準ずる者をいいます。）、自己の代理人もしくは媒介をする者または自己の主要な出資者が、反社会的勢力に該当しないことおよび次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証します。

- ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

(3) 本条において反社会勢力とは、次の各号のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、その後の改正を含み、以下「暴対法」といいます。）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。）
- ② 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。）
- ③ 暴力団準構成員
- ④ 暴力団関係企業
- ⑤ 総会屋等
- ⑥ 社会運動等標榜ゴロ
- ⑦ 特殊知能暴力集団等
- ⑧ 次のいずれかに該当する者
  - イ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められる者
  - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められる者
  - ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められる者
  - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
  - ホ その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められる者

(4) お客さまおよび当社は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一つにでも該当する行為を行わないことを表明し保証します。

- ① 暴力的な要求行為。

- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - ③ 本約款にもとづく取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
  - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。
  - ⑤ その他、前各号に準ずる行為。
- (5) お客さまおよび当社は、相手方が第(2)項または前項に定める事由のいずれか一にでも違反した場合、通知または催告等何らの手続きを要しないで直ちに本契約等を解除することができるものとし、相手方は、直ちにその有する期限の利益を喪失するものとし、
- (6) お客さまおよび当社は、前項にもとづく解除により解除された当事者が被った損害につき、一切の義務および責任を負わないものとし、

## 18. 契約の変更

- (1) お客さまがお申込み時に提出いただいた内容について変更を希望される場合、速やかに当社に変更のお申込みをしていただきます。
- (2) 相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで本契約等を締結していたお客さまの本契約等に関するすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き本契約等の継続を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、あらかじめ当社所定の様式により申し出ていただきます。

## 19. 個人情報の取り扱い

お客さまの個人情報については、当社が定めるプライバシーポリシーに則り、取り扱いたします。

## 20. 準拠法および裁判管轄

- (1) 本契約等については、日本法を準拠法とします。
- (2) 本契約等に関わる訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。